

## 寄附制度のご案内

公益社団法人日本地震学会は、地震学に関する学理及びその応用についての研究発表、知識の交換、及び内外の関連学会との連携を行うことにより、地震学の進歩・普及を図り、もってわが国の学術の発展に寄与することを目的として設立された学術団体です。これらの目的を達成するために、日本地震学会では、地震学に関する以下の事業を行っています。

- 研究発表会、セミナー及び講演会の開催
- 学会誌、その他刊行物の発行
- 研究の奨励、研究業績の表彰、及び国内外の関連学協会との連携

これらの事業は、主に会員の方々の会費、及び各種事業収入により実施しておりますが、今後さらに活動を拡大・充実させるためには、多くの方々からのご寄附を必要としています。本学会の事業活動にご理解とご賛同をいただき、是非ご寄附をお寄せいただきますようお願い申し上げます。皆様からいただく寄附金は、地震学会の事業に有効に活用させていただきます。

## 寄附のお申し込み

1. 日本地震学会ホームページより寄附申込フォームを利用して必要事項をご記入の上、お申込みください。折り返し、事務局より振込先の口座をご連絡いたします。
2. 寄附金が入金されたことを確認した後、「寄附金受領証明書」を郵送いたします。寄附金控除を受けるために必要ですので、大切に保管してください。

国税庁確定申告 URL  
<http://www.nta.go.jp/tetsuzuki/shinkoku/shotoku/kakutei.htm>

## 税制上の優遇措置について

公益社団法人日本地震学会への寄附金は、特定公益増進法人として税制上の優遇措置が適用されます。また、税額控除適用法人としての認定も受けていますので、個人からの寄附金は、所得控除または税額控除のいずれか有利な方を選択することが出来ます。

### ◆ 個人寄附の場合（所得税の控除）

- 所得控除 一年間の特定寄付金の合計額（年間所得総額の40%が限度）から2000円を引いた金額が、寄付者の年間所得総額から控除されます。
- 税額控除 一年間の特定寄付金の合計額から2000円をひいた金額の40%が、所得税から控除されます。（所得税額の25%が限度）

（例）所得税率20%（課税所得500万）の方が15,000円を寄附した場合の減税効果

所得控除の場合：2,600円      税額控除の場合：5,200円

\* また、自治体によっては、個人住民税の軽減措置の対象となります。

### ◆ 法人寄附の場合（法人税の控除）

通常の一般寄附金の損金算入限度額とあわせて、別枠で算出した特定公益増進法人に対する寄附金の損金算入限度額を、損金に算入することが出来ます。

## 申告の方法

寄付金控除を受けるためには、1月1日から12月31日までにを行った寄附について、寄附者の方が翌年3月15日までに「寄附金受領証明書」を添付して、所得税の確定申告を行うことが必要です。確定申告時期には申告相談会を開催する税務署もあります。詳細については最寄りの税務署にお問い合わせください。左欄の国税庁URLでは確定申告の解説参照や、申告書作成・電子申請も行えます。あわせてご利用ください。

公益社団法人 日本地震学会事務局  
〒330-0845 埼玉県さいたま市大宮区仲町2-80-1 KS・DiO 205  
TEL : 048-782-9243      FAX : 048-782-9254  
メールアドレス : [zisin@tokyo.email.ne.jp](mailto:zisin@tokyo.email.ne.jp)